

令和7年9月定例会予算決算審査特別委員会（10月2日）

開会（10：44）

○池谷和正委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は1件であります。

議第82号「令和7年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案」について審査を行います。

それでは、質疑、意見のある委員は御発言をお願いします。

○岡田光正委員 それでは、若干お聞きしたい点があるものですから、伺いたいと思います。

この災害に当たって緊急に補正予算を組んでいただくということは非常にありがたいことで、市民としても喜ばれると思いますけれども、今回、農業施設維持管理だとか、この辺の農業を中心に入ってきたところなんすけれども、一部、お聞きするところによりますと、養鰻池のビニールハウスであるとか、ああいったものも被害を受けたとか、あるいは一部水産加工業の工場の塀が取れたとか、そういうような被害を受けたというような話もお聞きしております。

そういうものにも対応が可能なのか、そして、そういうものもこの中に入っているのか、それからまた、今後そういうものが出てきた場合、どのような対応をしていく中で今回の補正予算になっているのか、その辺をお聞かせください。

○山下敦史経済部長 農業関係の補正予算には、現在、養鰻池であるとか、あと、そのほか水産加工施設の被害についての予算計上はございません。その辺りの支援については、まだ現在、検討中でございます。

○岡田光正委員 了解です。

○池谷和正委員長 次に。

○奥川清孝委員 災害救助費の関係でお聞きします。

災害見舞金の931万円ですけれども、多分、節の区分で扶助費と貸付金に分かれているんですけども、これは災害見舞金の分と援護資金の分ということで、この金額でよろしいですか。取りあえず確認です。内訳として。

○平岡雅子地域福祉課長 委員のお見込みのとおりでございます。

○奥川清孝委員 そうしますと、災害見舞金が431万円で、貸付金が500万円というようなことになるわけですけれども、災害見舞金について、災害見舞金支給要綱によると、床上が2万円、あと、全壊とかいろいろあるんですけども、今回の建物のあれはどこに該当するのか、それとも要綱の改正がされたのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○平岡雅子地域福祉課長 今回の台風の被害におきまして、全壊または半壊まで行かないけれども、屋根などの損壊によって居住スペースに雨漏りや雨の吹き込みがあって、家財道具とか畳などの建具に被害があったお宅が多かったものですから、新たにこういった屋根等の損壊による水損という項目を加えました。

○奥川清孝委員 そうすると、支給要件を改正したということですか。運用でやったということなのか、要綱を改正したのかという、そこなんですが。

○平岡雅子地域福祉課長 焼津市災害見舞金支給要綱の一部改正を行いました。

- 奥川清孝委員 了解です。
- 四之宮慎一委員 ドローンによる田んぼの飛散物の調査を行ったと思うんですが、この被害対応のどこに上がっているのか教えてください。
- 山下 晃地域防災課長 ドローンの被害調査、飛散物の調査でございますが、発見をして、情報提供をしているという状況ですので、本予算の中には入っておりません。
- 四之宮慎一委員 じゃ、今後の予算でまた入ってくると考えていいんでしょうか。
- 山下 晃地域防災課長 ドローンの調査に要する経費については、通常の経費の中で支出できておりますので、ドローンの調査に要する経費を、今後予算をお諮りするということは、現在考えておりません。
- 四之宮慎一委員 その調査によって、飛散物等があったと思うんですけど、その状況と、あと撤去にかかる費用についてはどのように考えているか、教えてください。
- 山下 晃地域防災課長 現時点までの調査において、別に撤去費用、これらを要するような大きい飛散物については、ちょっと確認ができておりません。
- 調査も終盤に差しかかっておりますが、今後そういったものが発見された場合は、その段階で検討してまいりたいと思っております。
- 井出哲哉委員 6款1項3目ですけれども、農地有効利用推進事業費で、被災した農業用ハウス等の再建とありますけれども、実際、どれぐらい被災したものがあるかということを教えてください。
- 山下 齊農政課長 こちらに計上させている被害状況でございますが、こちらは農協と一緒に状況を確認させていただきまして、今のところ、把握しているのが14件ございまして、農業ハウスの被災ですとか、設備の被災が主なものでございます。
- 井出哲哉委員 農協と一緒にやっているということですけれども、案内というのはどのような形でされていますでしょうか。
- 山下 齊農政課長 実際に被災を受けた方々への案内ですけれども、今回の補正予算の承認を受けた後に、農業者の方々に通知を直接行うとともに、農協の部農会を通じて、個々の回覧を今考えているところでございます。
- 井出哲哉委員 私も、実際に一個人として被災した身として思うのが、案内というところですけれども、瓦礫を片づけて、その後の次の段階に行くところで、そういったところでうまくやっていくというところが必要だと思いますので、ぜひその案内のところは丁寧に行っていただければと思います。
- 秋山博子委員 河川ですとか水防に関するところを教えていただきたいと思います。
- まず、歳出のところで水防管理費、これが1,518万6,000円あります。それから、この前の補正予算の、先ほど可決した令和7年度焼津市一般会計補正予算（第4号）でも、しゅんせつについての部分があったんですけども、今回の議第82号で、河川のしゅんせつ、または何らかの排水装置の設置ですとか、そういったことはこの中に入っているんでしょうか。
- 南 昌広河川課長 今回の台風第15号によるしゅんせつの件であります、こちらにつきましては、8款3項2目の河川海岸維持管理費でしゅんせつの費用を計上しております。あと、新たな治水用のポンプにつきましては、現在計上はしておりません。
- 秋山博子委員 小石川のすぐ横に遊水地が整備されて、それで、今回どうだったかなと

いうのは、皆さんも気にしていらっしゃると思うんですけども、やはり小石川が溢水してしまったという報告があると思うんですね。そうすると、やっぱり排水装置の見直しですとか、そういうこともこの中に入っているのかなと思ったんですけども、それはないですか。

○南 昌広河川課長 小石川遊水地の件につきましては、地元の自治会の方からも聞いたところによりますと、一定の効果があったということは聞いております。

今回の補正予算につきましては、あくまでも台風第15号の被害の対応ということで計上している状況です。

○秋山博子委員 河川溢水した写真等も市民からもらっているので、またその辺の情報も、ぜひ集めていただきたいと思います。

○深田ゆり子委員 8ページの、先ほどの災害見舞経費の関係ですけれども、扶助費が430万円で貸付金が500万円ということで、それぞれ何件分を対象としておりますか。

それから、今回、先ほどの御答弁でも、床下浸水の方にも見舞金として、雨漏りによって生活が困難になっているお宅に2万円の見舞金をということなんですが、罹災証明書とか屋根とか床上浸水とか、被害状況がどういう状況で何件あって罹災証明書が出ています、被災届出証明書が出ていますという、そういう数値的なものは公表していただけますか。

○平岡雅子地域福祉課長 まず、災害見舞金からですが、罹災証明書の申請状況を確認して、半壊5万円を3件、それから、床上浸水2万円を2件、屋根等の損壊による水損2万円を206件見込んで、合計431万円を計上しております。

それから、あと、災害援護資金の貸付けにつきましては、住居が半壊で世帯主の負傷がない場合という上限額の250万円を2世帯分見込んでおります。実際に当災害の対象になる世帯は4件というふうに把握をしております。

○角谷佳晃行政経営部長 被災状況についてでございますが、最新の数字が手元にないで、少し前の数字ではございますが、中規模半壊が1件、半壊が3件、あとは準半壊が7件程度となってございます。

○深田ゆり子委員 細かい数字のときに、罹災証明書とか床上浸水、屋根その他、お願いしたいと思います。それから、先ほどの課長の答弁で、貸付けが2世帯分ですけれども、実際は4軒分あるという御答弁でしたけれども、今回は2世帯分ということで、また申込みがあれば補正を組むということなんでしょうか。

○増井太郎健康福祉部長 ただいまの援護金の関係ですけれども、こちら、貸付けになるものですから、実際に貸付けを受けるか受けないかというのは、これから被災を受けた方の状況によるかと思います。4件が対象ですけれども、一応、今2件を予算要求させていただいたところです。

それで、また今後、そういう貸付けを希望されるというようなことがあれば、また補正等で対応していく形になるかと思います。

○深田ゆり子委員 了解。

○川島 要委員 8款2項2目道路維持費の内容ですけれども、先ほど、中港地下道の冠水対策という御説明がございました。今回の被害状況と対応内容を教えてください。

○松田仁志道路課長 まず、今回の被害の状況につきましては、今回の雨によって、中港

地下道におきましては、冠水したという状況がありました。その中で、集中的な雨が降ったものですから、人的な対応が間に合わなくて、地下道の水が入っている中に水没してしまった車両が1台、確認されたところでございます。

そういう中で、今回上げさせていただいたシステムにつきましては、地下道が冠水した場合に、水位を自動で検知しまして、一定のところになったときに、地下道に下がっていく通路の手前のところに、自動でエア弁の遮断機が作動しまして、通行止めの処理をすることによって、いち早く、職員が行かなくても道路の封鎖が可能となると、そういういったシステムを導入しようと考えているものでございます。

○川島 要委員 中港の地下道はそれでいいと思いますが、ほかにも地下道が、西町ですか、毎回雨が降ると冠水をする地下道があるんですが、そういういたところについてはどうでしょうか。

○松田仁志道路課長 今回は、中港の地下道ということで上げさせていただきましたが、中港の地下道につきましては、幹線道でありますので、非常に交通量が多いといったところで、まず設置をさせていただいているというところでございます。

それと、ほかの地下道につきましては、当然、車が通るところと、あるいは駅の近くの駅西地下道のように歩行者が通るといったところもございます。そういう中で、歩行者のみが通る地下道の場合は、歩行者が冠水を認識して退避することができると。車の場合だと、入ってしまった場合に、場合によってはドアが開かなくなってしまうとか、そういういたところもあるものですから、まずは中港地下道へそういうものを設置しようというところで考えているところでございます。

○川島 要委員 そうしますと、中港以外のところは、今のところ、まだ予定はないということですか。

○松田仁志道路課長 ほかのものにつきましては、今の状態では、冠水センサーという水位計が、中港と浜当目の2か所についているものですから、ほかの地下道につきましては、まずはそういうものを今後設置していくというところで、研究をしているところでございます。

○川島 要委員 先ほども、歩行者が通る地下道というお話をありましたけれども、その、特に西町の線路の下をくぐる地下道は小学校の通学路にもなっていまして、一般の大人の方であれば適正な判断ができるかもしれませんけれども、急な状況の中で、小さいお子さんが登下校の際にそういういた被害に遭われないとも限りませんので、道路優先は理解できますけれども、歩行者の地下道等も併せて安全対策を検討していただければと思いますが、どうでしょうか。

○松田仁志道路課長 先ほど、冠水センサーをほかのところに今年度つけるということで、お話をさせていただきましたけど、今ちょっと確認をしましたら、もう今年度、既に設置を完了しているということですので、そういういた状況を見まして、迅速な対応に努めるといったところで考えております。

○川島 要委員 了解です。

○井出哲哉委員 道路維持費のところなんですかけれども、3,960万円で、先ほど歳入のところで2,500万円ということで、これが中港の地下道へのという形で説明があったと思うんですが、そうすると、3,960万円のうち2,500万円以上がそちらの中港の地下道の関

係の、2,500万円以上がなると思うんですけども、この3,960万円の内訳を教えてください。

○松田仁志道路課長 3,960万円の内訳につきましては、先ほどの中港の地下道の冠水対策システムの事業費が2,500万円、それと、雨や風の影響によって道路が汚れてしまったとか、集水ますに落ち葉や土砂とかが堆積しているというのが確認されましたので、そういった市道の清掃業務に720万円、それと、雨の影響によって、舗装の剥離等によって道路に穴が開いてしまったとか、そういったところが30か所確認されましたので、そういった補修ということで400万円、それと、やはり雨や風の影響によって、道路ののり面とか、そういったところの樹木の倒木なんかも3か所ぐらい確認されておりますので、そういったものの伐採とかに使う費用、そちらが340万円を予定しているところでございます。

○井出哲哉委員 そうしますと、台風のすぐ後に、市の職員の方が道をパトロールしてくれて、それで、大井川建設業協会だとか焼津建設工業会にその後の処理というのを頼んでいたと思うんですが、先ほどの清掃の720万円の中に、そこの委託の額は含まれているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○白石雅治建設部長 大井川建設業協会に、やはり周辺の道路、水路などに災害があった後に、瓦とか木材などが道路脇などに置かれているということで、それにつきましては、大井川の建設業協会に撤去のお願いをさせていただきました。その費用につきましては、これは災害の関係がございます災害協定に基づきまして、大井川建設業協会にお願いしたものでございますので、別途それについては費用を計上してございます。

○奥川清孝委員 道路維持の関係なんですけれども、今大体お聞きしましたので、今回、システムが、私は故障して修理なのかなというふうに思ったら、新設をするというようなお話なので、そこで、今、補正予算なので、緊急性が当然求められるのかなと思ったものですから質問をしようと思ったんですけども、今お聞きしましたら、ほかのところについても対応ができているということですので、了解いたしました。

○増井好典委員 2款1項9目、一番最初の地域振興事業費の件なんですけれども、惣右衛門の下公会堂の屋根の修繕ということなんですけれども、96万8,000円、本当に単純な損傷部分の修繕で終わるのか、あるいは、この金額の中にそれ以外の同じ場所、同じ屋根の今後のための調査、そういった費用も含まれているのか、ちょっと教えてください。

○久保山晋一総務課長 今回の補正の内容としましては、基本的には修繕のみというものになっております。

○増井好典委員 多分そうだろうなと思ったんですが、やっぱりここでまた同じような修繕をして、また翌年か再来年か分かりませんけれども、同じような災害が起きると、また同じようなことを引き起こすということも考えられますので、修繕は修繕で緊急でやるべきことすけれども、それ以外に調査といったものも、1つの観点の見方の中からやっていただいたほうがいいのかな。これは、補正予算書の次のページの9款1項4目、こちらの公共物の部分についても同じようなことが言えるかなというふうに思っております。

私、台風第15号の当日、2時半過ぎだったと思います、もう既に外へ出して、一色、

惣右衛門、藤守、下小杉、高新区、この辺を全部回りました、被害状況を。そうしたら、やっぱり民間の方の工場の屋根が飛んでいるといった場合が散見されましたけれども、民間の工場の場合は、恐らく保険に入っていらっしゃると思うんですね。保険に入っているんですが、ただ、借りている工場とか、中にはあるかと思います。そこまで私も認識していないんですけども、借りている場合は、契約上、大体屋根というのは、貸主の責任になってくると思います。壁は借主の責任。そういう中で、貸主が企業でなくて個人の場合というのは、実際に保険に入っているのかどうなのかといったのも非常に微妙なところがございまして、今後の参考のために、時間があれば、ちょっとそういう部分も調査されてもいいのかなというふうに思いますので、それは逆にお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。ありがとうございます。

○池谷和正委員長 要望という形でいいんですね。答えは求めないんですね。

○増井好典委員 特に答えは出ないと思いますので。ただ、今回は、この補正予算の部分だけという関係でお話をさせていただきました。ぜひとも、それが改善方法の1つとして動いていただける姿を見せていただければなと思います。

○村松幸昌委員 確認させてください。

今度の台風第15号による被害への対応として追加補正を組んでいただきました。この中で、いろいろ対応していただいているなというふうに思います。また、被災日の翌日には、調査班が入ったり、復旧班が入ったりして、現場の皆さんのが喜んでいたという声も入っております。

そんな中で、今回盛り込めなかつた分については、また11月の補正のときに計上されるというふうに考えてよろしいですか。

○山下浩一財政課長 基本的に、今回、台風第15号の被害の状況については、各所属から公共施設の被害状況であるとか、もろもろのものを確認して、一応全て対応できるものは計上しているような状況でございます。また、早急に復旧しなければならないものにつきましては、なるべく現計予算の中でも対応しているというふうなところもござります。

先ほど、増井委員から御質問がありましたように、特に南部の被害が大きかった公共施設につきましては、防災部とも調整しながら、空中からも屋根の被災の状況の確認であるとか、そういうものの希望を取ったりしながら、なるべくこの予算の中で乗せていくような形で対応していくというふうな形で、今回進めさせてもらってございます。

基本的には、これで災害復旧という形で、復旧の事業については、もう対応できているのかなというふうに思っておりますが、一部、国の査定等で、これから災害の査定が入ってくるところがございまして、そういうものにつきましては、後ほど歳入の計上というものが出てくることも考えられますので、その辺は御承知おきいただきたいと思います。

○村松幸昌委員 きめ細かな対応をしていただいているということが理解できました。

それで、歳入については、国の補助採択とかいろいろあるかと思いますので、その辺もお願いします。

それともう一つ、今、増井委員のほうで、いわゆる賃貸の話が出てきましたけれども、

1つ、私からお願ひは、必ず事業をやっていると、所得税とか申告していると思いますので、市の税務当局も、所得税については税務署、県税については財務事務所と連携を取って、被災者に向けた雑損控除とかをお願いしたいなというふうに思っています。

それともう一つ忘がちなのが、固定資産税を今回の台風で破損しちゃった場合は、減失届を出さないと固定資産税がまだあるものとして計上されちゃいますので、その辺のソフトの対応もお願いしたいと思います。

○深田ゆり子委員 8ページの公園維持管理費、公園内の倒木等の除去及び休憩施設の修繕に要する経費ということですが、どこの公園か、まず教えてもらえますか。

○岡本佳和都市整備課長 公園維持管理費につきましては、今回、樹木につきまして、7公園14本の倒木がございました。具体的には、松原公園、河原富士見公園、石津浜公園、高新区児童公園、栃山川の自然生態観察公園、栃山川緑地公園、小川公園の7公園でございます。

○深田ゆり子委員 主にどういう倒木がされたのか分かりますか。

○岡本佳和都市整備課長 倒木につきましては、松ですとか、一般的なそれ以外の公園の樹木の倒木、木が倒れたものですとか、あと、部分的な枝折れというようなものもございます。

○深田ゆり子委員 石津浜公園は松の木が多いんですけども、しかもかなりの寿命の年数がかかっている松の木が多くて、以前から、そういう松の木はやっぱり伐採したほうがいいんじゃないかという地元の声が上がっていると思うんですけども、そういう大分年数がたっている松が、特に石津浜公園の松については、今後もやっぱりそういうことが必要だと思うんですけども、調査して抜いていくというか、整備していくということが必要だと思うんですが、どうですか。

○岡本佳和都市整備課長 石津浜公園につきましては、やはり松の状態が古いものもございます。現在は、計画的なということで、維持管理費の中で一部、剪定の予算なども確保しております、時々パトロールの中で不具合があるものにつきましては、伐採などの管理をしているところでございます。

○深田ゆり子委員 了解。

○池谷和正委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池谷和正委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第82号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷和正委員長 挙手総員であります。よって、議第82号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（11：20）